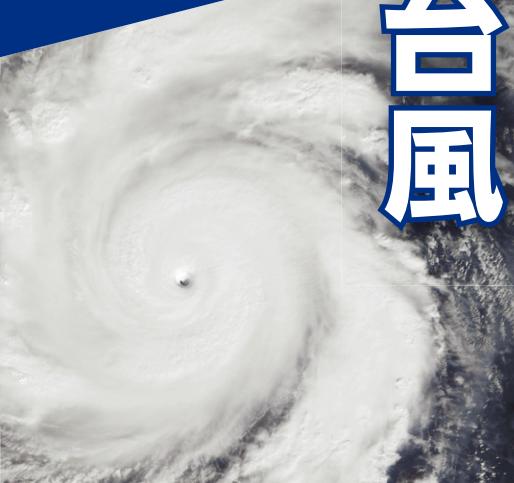


なりわい再建支援補助金の受給に

事業継続力強化計画

の認定取得をお奨めします。

豪
雨



台
風



地
震

なりわい再建支援補助金とは？

なりわい再建支援補助金とは、災害のため甚大な被害を受けた地域において、都道府県が作成する復興事業計画に基づき、中小企業等が行う施設復旧等に要する経費の一部を国と県が補助することにより、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とした補助金です。

この補助金は、特に被害が甚大な場合に措置が検討されます。また、個別補助金ごとに制度の詳細や支給条件などが決定されます。事業継続力強化計画の認定取得が、なりわい再建支援補助金の受給要件となるケースがありますので、事前に認定取得することをお奨めします。

これまでの支援事例

補助対象経費：施設・設備の復旧費用等、補助率：3/4以内（中小企業者等）・1/2以内（中堅企業等）、補助上限：15億円

これまでに措置されたなりわい再建支援補助金（グループ補助金も含む）（2025年6月現在）

年度	災害名	主な被災地
2011年(平成23年)	東日本大震災	青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県
2016年(平成28年)	熊本地震	熊本県
2018年(平成30年)	梅雨前線(平成30年7月豪雨等)・台風第5号・第6号・第7号・第8号	岡山県・広島県・愛媛県
2019年(令和元年)	台風第19号・第20号・第21号	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県
2020年(令和2年)	梅雨前線(令和2年7月豪雨等)	山形県・長野県・岐阜県・島根県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県
2024年(令和6年)	令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨	石川県・富山県・新潟県・福井県

補助金の自己負担分は準備できていますか?

補助金を受給できる場合でも、自己負担が発生します。

自己負担が発生する事例

Case1 補助金受給までの資金調達

補助金の支給が決定された場合でも、**補助金を受給できるのは補助金対象物件の復旧完了後**になりますので、**復旧期間中の立替資金の準備**が必要です。

Case2 自己負担分の資金調達

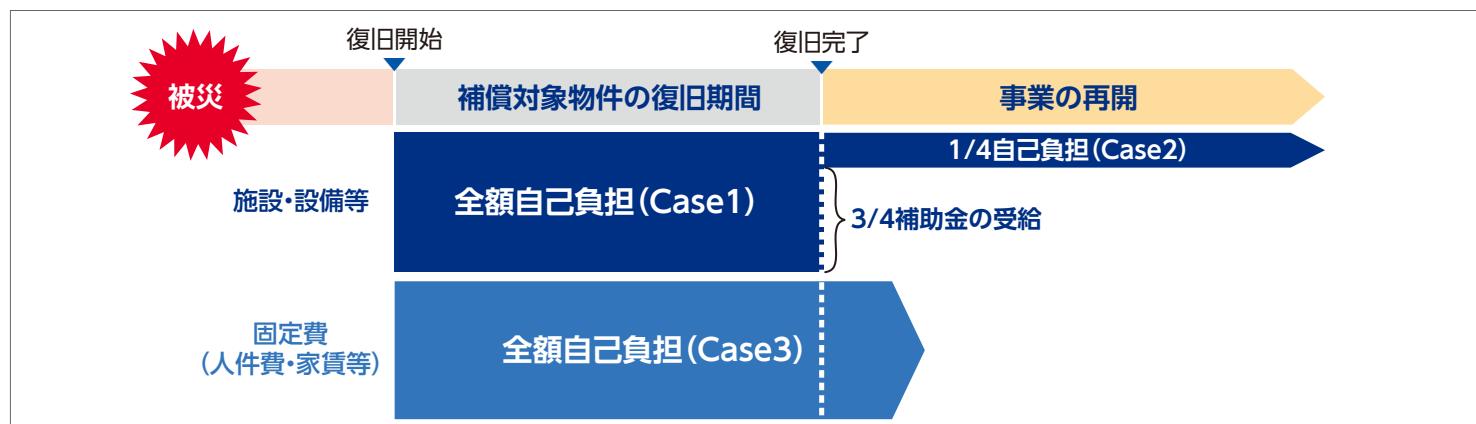
補助金を受給できる場合でも、**補助対象物件復旧資金の1/4**は**自己負担**となりますので、その分の**資金の準備**が必要です。

Case3 補助金の対象とならない資金の調達

事業を継続するためには、施設・設備等の復旧とともに、**技術やノウハウを持った従業員の雇用継続**が欠かせません。雇用を継続するためには、売上がない間も人件費を支払うことが必要であり、家賃・地代等、その他**固定費**の準備も必要です。

Case4 補助金が措置されなかった場合の資金調達

なりわい再建支援補助金は、特に被害が甚大な場合に措置が検討されるため、**全ての自然災害等で補助が行われる訳ではありません**。補助金が措置されない場合は、**全ての事業継続資金**を自社で調達する必要があります。



自然災害に被災した際に事業継続・復旧に必要な資金		
補助金	被災した施設・設備等の復旧資金	休業損失 (人件費・家賃地代等の固定費を含む)
火災保険	△ ※1 補助金が措置されるか不確定 ○ ※2 Case1、Case2、Case4の場合 ※3 地震・水災・風災が補償されている場合	✗ ※4 補助金の対象外 ○ ※5 Case3、Case4の場合 ※6 地震・水災・風災による休業損失が補償されている場合

AIG損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは